

北海道告示第11022号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月14日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その22)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農業経営高度化支援事業 農業経営を法人化するとともに雇用環境を整備し、本事業に規定する経営診断を受けて設立した法人に対し、予算の範囲内で補助する。	農業経営体	個人経営体の農業経営を法人化する取組に対する経費	定額（1取組当たり25万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・就業規則 ・雇用期間がわかる書面等 ・令和4年度以前に改正前の農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の3の(1)のアに規定する経営サポート活動を行う拠点で最初に経営診断を受けた場合は、その事実が分かる資料 		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない